

議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 8 年 8 月 2 9 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第2号）

平成28年8月29日

- 開 議 午前9時30分
- 日程第1 議案第44号 平成27年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第2 議案第45号 平成27年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 議案第46号 平成27年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 議案第47号 平成27年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 議案第48号 平成27年度岩出市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 議案第49号 平成27年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 議案第50号 平成27年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定について
- 日程第8 議案第51号 岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の制定について
- 日程第9 議案第52号 岩出市男女共同参画プラン策定委員会条例の制定について
- 日程第10 議案第53号 岩出市行政改革推進委員会条例の制定について
- 日程第11 議案第54号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第55号 岩出市公の施設に係る指定管理者選定委員会条例の制定について
- 日程第13 議案第56号 岩出市教育委員会委員定数条例の廃止について
- 日程第14 議案第57号 岩出市教育支援委員会条例の制定について
- 日程第15 議案第58号 岩出市スポーツ推進計画策定委員会条例の制定について
- 日程第16 議案第59号 岩出市社会福祉法人設立認可等審査会条例の制定について
- 日程第17 議案第60号 岩出市地域福祉計画策定委員会条例の制定について
- 日程第18 議案第61号 岩出市老人ホーム入所判定委員会条例の制定について
- 日程第19 議案第62号 岩出市障害者計画等策定委員会条例の制定について
- 日程第20 議案第63号 岩出市差別事件処理委員会条例の制定について

- 日程第21 議案第64号 岩出市人権推進懇話会条例の制定について
- 日程第22 議案第65号 岩出市介護保険事業計画等策定委員会条例の制定について
- 日程第23 議案第66号 岩出市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第24 議案第67号 岩出市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第25 議案第68号 岩出市保健衛生事故調査会条例の制定について
- 日程第26 議案第69号 岩出市健康づくり計画策定委員会条例の制定について
- 日程第27 議案第70号 岩出市農業振興地域整備促進協議会条例の制定について
- 日程第28 議案第71号 緑あふれるまちづくり表彰選考委員会条例の制定について
- 日程第29 議案第72号 岩出市空家等対策協議会条例の制定について
- 日程第30 議案第73号 平成28年度岩出市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第31 議案第74号 平成28年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第32 議案第75号 平成28年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第33 議案第76号 市道路線の認定について
- 日程第34 議案第77号 市有財産の処分について
- 日程第35 議案第78号 動産の取得について
- 日程第36 議案第79号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

○井神議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、議案第44号から議案第50号までの議案7件につきましては、質疑、特別委員会設置及び付託並びに委員の選任、議案第51号から議案第79号までの議案29件につきましては、質疑、常任委員会への付託です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 議案44号 平成27年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について～

日程第7 議案50号 平成27年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定について

○井神議長 日程第1 議案第44号 平成27年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定の件から日程第7 議案第50号 平成27年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定の件までの議案7件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、発言を許します。

質疑は、発言席からお願いします。

日本共産党議員団、増田浩二議員。質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して、議案ごとに質疑をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員 皆さん、おはようございます。

今、議長から発言許可をいただきましたので、議案ごとに質疑をさせていただきたいと思います。

まず、議案第44号 平成27年度一般会計の質疑から行きたいと思います。

この議案では、5点ほど質疑をさせていただきたいと思います。

まず1点目は、この決算書を見る限り、地方消費税の交付金、また、地方交付税において、おのおの2億円ぐらいの補正というような形として、今年度ではなっていない点、これを聞きしたいです。

2点目においては、基金という状況においては、減債基金、また、公共施設整備

基金への積立金というのが増加しているのが、平成27年度の決算の特徴というふうにも見えます。このような基金という面においてのこの対応、この基金積み立てを市としてはどう捉えた上で、この状況になったのかという点、これをお聞きしたいと思います。

3点目は、今年度も不納欠損というものが出ているわけなんですけど、市税、また保育料、給食費というような部分の点において、市民実態というものがどのような状況のもとで、このような不納欠損という形をとられたのか、この点をお聞きしたいと思います。

4点目は、岩出市においては、市の特性という部分においては県下一若い、そういう都市、まちというふうになってきています。この点では、特段、子育て支援策というものが求められると考えられますが、子供の医療というような医療面ですね、また、教育施策面、こういうような面においては、どのような観点で、市としては事業を進めてきたというふうに認識をされているのか、この点をお聞きしたいと思います。

最後に、ごみの関係なんですけど、1人当たりのごみ排出量、これにおいては平成27年度の目標は、1日当たりは688グラムということを目標にされていました。しかし、現実には、こういう数字においては933グラムというふうになっています。この間、平成27年度において、市としての目標を達成していくという上において、市民との対話や、また協力、こういうような点においてはどのように行ってきたのかと。そして、同時に反省面というようなことと、また、今年度に生かしていくという、そういう面においての推進面、これについてはどう認識をされてきたのかという点、この点について質疑をさせていただきたいと思います。

以上です。

○井神議長 答弁願います。

財務課長。

○岩見財務課長 おはようございます。

増田議員の質疑にお答えいたします。

まず1点目、地方消費税交付金、地方交付税で2億円の補正となっているが、その理由はについてでございますが、地方消費税交付金及び地方交付税については、当初予算の編成に当たり、市独自での算出が困難であることから、過去の交付実績及び国が発表する地方財政計画の伸び率をもとに計上してございます。

地方消費税交付金は、和歌山県内における地方消費税の増収に伴う配分額の増、

普通交付税は、制度改正に伴う単位費用の見直し等により、基準財政需用額の増加及び特別交付税は、岩出市の特殊事情に対する措置による増などにより増額補正したものです。いずれも国・県から配分される財源であるため、地方財政計画等を参考に予算計上しておりますので、ご理解願います。

続きまして、2点目、基金状況において、減債基金、公共施設整備基金への積み立てが増加しているのが決算の特徴となっている。基金積み立てをどう捉えているのかにつきまして、減債基金については、一般会計における臨時財政対策債残高が44億4,706万6,000円となり、公債費負担が大きくなっていることや、下水道事業特別会計における事業債残高が91億5,001万円となり、一般会計からの繰出金が大きくなっていることを勘案し、将来の公債費負担に備え、積み立てを行っております。

公共施設整備基金については、今後の公共施設の計画的な整備を促進するための財源として積み立てを行っております。

以上です。

○井神議長 税務課長。

○松本税務課長 3点目のご質疑、不納欠損を行う上で、市税の市民実態はどのようなものだったのかについてですが、滞納処分する財産がない。滞納処分することによって生活が著しく困窮する。その所在や滞納処分する財産が不明のような実態の場合、不納欠損の対象者となります。

以上です。

○井神議長 子育て支援課長。

○福田子育て支援課長 3点目の質疑、保育料の不納欠損を行う上での市民実態はどのようなものであったかについてですが、滞納処分する財産がない。滞納処分することによって生活が著しく困窮する。その所在や滞納処分する財産が不明のような実態の場合、不納欠損の対象者となります。

以上です。

○井神議長 教育総務課長。

○辻教育総務課長 給食費の市民実態はどのようなものだったかのご質疑にお答えいたします。

実態としましては、居所不明、保護者死亡及び生活保護世帯が対象者となっております。

○井神議長 保険年金課長。

○井辺保険年金課長 増田議員の4点目の質疑にお答えいたします。

平成27年度決算での医療面の子育て支援施策として、子ども医療につきましては、子育て世帯の経済的な負担を軽減するとともに、子供の健康の保持と福祉の増進を図ることを目的に実施しております。

平成27年度は、8月から子ども医療の助成対象を中学生まで拡大し、実施いたしました。子ども医療費助成は、子育て支援の充実と子育て世代が安心して暮らせるまちづくりに寄与できているものと考えております。

以上です。

○井神議長 教育総務課長。

○辻教育総務課長 教育面においての子育て支援策ということで、平成27年度決算での教育面からの子育て支援といたしまして、主なものとして、小中学校の児童生徒の保護者に対し、経済的な教育費の扶助として、要保護、準要保護児童生徒扶助事業を実施いたしました。このことにより就学困難児童生徒の保護者への経済的援助が行われたものと考えてございます。

○井神議長 生活環境課長。

○牧野生活環境課長 5点目についてお答えいたします。

目標達成に向けての取り組みといたしましては、ごみの総排出量において、家庭系可燃ごみの占める割合が最も高いことから、当該ごみの減量に最も力を入れ取り組みました。

具体的には、生ごみ処理容器購入の補助率を3分の2から4分の3へ引き上げを行うとともに、市民に対しての見える啓発として、区自治会長を対象に、排出された家庭系可燃ごみ袋の実態調査見学会を開催いたしました。見学会では、排出された家庭系可燃ごみ袋から資源ごみを分別し、減量を実感していただくとともに、集団資源回収事業奨励金などの啓発を行っております。

また、市文化祭や市民ふれあいまつりなどのイベントにおいても、ごみの減量、資源化の啓発を行っております。

今後ともごみの減量化を進めるため、区自治会や各種団体などを対象とした見学会を継続的に実施するなど、市民への啓発を重点的に行い、目標達成に努めてまいります。

○井神議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 交付税関係においては、国の算出基準との関係、実績、そういうところからどうしてもそういうような形が出るんだというようなお答えでした。

また、基準財政需用額が増加したという関係から、こういうふうになったということなのですが、こういう点においては、今年度、平成28年度の部分において、この基準財政需用額、この額については昨年のような大幅なそういう基準額の増加というようなことは考えられるのか。実際、現実的には、今年度においても最終的に決算を打ったときに、このような何億円というようなそういう形のことが起きる状況が生まれているのかどうか、基準財政需用額の面で、今年度の状況ではどうなのかという点だけ、ちょっとお聞きしたいと思うんです。

それと、不納欠損の関係では、おのおの今お話がありました。ただ、岩出市の場合の特徴という面の1つに、岩出市外というんですか、転出される方なんかも結構あるわけなんです。そういう方の場合、岩出市においては、市の現状として、どのような形で、そういう転出者の方に対して、未納になっている方の対応を捉えているのかという、この点だけちょっとお聞きをしたいと思うんです。

これは保育料においても、給食費においてもそうだと思うんですけどね、その辺、市の対応について、再度ちょっとお聞かせいただきたいと思うんです。

もう1点は、ごみの問題です。かなり市として、ごみの問題については本当に頭の痛い問題だと、私は思うんです。実際にその対応というのが現実にも求められてきていると。そんな中で、今、答弁もあつたんですが、今年度、昨年のこういうような実態を受けて、ことしも約半年ぐらいが過ぎようとしているわけなんですけども、そういう点においては、ごみの減量化という点においては、目標に向かって、減量という点においては、実際に今の状況として、今以上の減量化の取り組みが求められてきていると思うんですが、そういう点においては、今年度の1日当たりの実績というのはどういうような形になってきているのか。去年の反省を受けて、その対応というのが進められてきているんだから、当然、目標に向かっての減量化施策というのを点検なり、そういうのをしていかなあかんと思うんですが、そういう点においては、今年度、現状でいうたらどういうふうな形になっているのかという点だけお聞きしたいと思うんです。

○井神議長 答弁願います。

財務課長。

○岩見財務課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

平成28年度ということですので、精度の高い数字を今持ち合わせてございませんが、平成28年度の普通交付税につきましては、平成27年度よりは減っております。ただ、予算額については確保できておりますので、平成28年度への予算への影響は

ないものかと考えております。

以上です。

○井神議長 税務課長。

○松本税務課長 増田議員の再質疑、転出された場合の不納欠損の処分ということでございますが、転出されても不納欠損の処分は同様でございます。転出した場合は、住所等をきちっと調べまして、もしそれで職権消除されているとかというふうに、基本台帳により、それとか所在が不明な場合は不納欠損になります。もし所在がわかれば徹底的に、預金、給与、不動産、生命保険等財産調査を行いまして、その結果、換価してもなお滞納があつて、処分する財産がない場合などにつきましては、不納欠損処分になるということでございます。

○井神議長 子育て支援課長。

○福田子育て支援課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

住民票、戸籍等で転出先を把握し、滞納者の財産調査を行い、調査した上で滞納処分の対応をさせていただきます。

○井神議長 教育総務課長。

○辻教育総務課長 給食費におきましても、同様に転出された方といひましても、同様の調査を行い、処分のほうを行ってございます。

○井神議長 生活環境課長。

○牧野生活環境課長 5点目の再質疑にお答えします。

取り組みといたしましては、平成27年度においては、実地見学会を開催いたしました。開催いたしました排出ごみにつきまして、分別を行えば38.6%の減量化が図れるなどのことがありましたので、引き続き、これを強化し啓発に努めてまいります。今回は、自治会を単位とした開催を周知するなどの活動を行っていきたいと考えております。

○井神議長 再々質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 ごみなんですけどね、今年度でいうと、大分取り組み自体そのもの自身、市としても強化されて、実際には、去年度では933グラムという実態なんですけど、今の時点で大体毎月1人当たりのごみの減量というんですか、実態というのほどのぐらいに推移してきているんでしょうか。

○井神議長 課長、平成28年度は答えられますか。ないですか。

資料がないらしいので、ちょっと。

○増田議員 わかりました。

○井神議長 これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

以上で、議案第44号から議案第50号までの議案7件に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第44号から議案第50号までの議案7件につきましては、委員会条例第6条の規定により、8人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号から議案第50号までの議案7件につきましては、委員会条例第6条の規定により、8人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま決算審査特別委員会に付託いたしました議案第44号から議案第50号までの議案7件の審査につきましては、閉会中の継続審査とし、次の定例会の告示日までに審査が終わるよう、期限をつけることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号から議案第50号までの議案7件の審査につきましては、閉会中の継続審査とし、次の定例会の告示日までに審査が終わるよう、期限をつけることに決しました。

お諮りいたします。

決算審査特別委員会での審査につきましては、地方自治法第98条第1項の規定で、歳入簿、歳出簿の会計簿冊及び支出命令調書の検閲をあわせて行う権限を決算審査特別委員会に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会での審査につきましては、地方自治法第98条第1項の規定で、歳入簿、歳出簿の会計簿冊及び支出命令調書の検閲をあわせて行う権限を決算審査特別委員会に委任することに決しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員

会条例第9条第1項の規定により、宮本要代議員、田中宏幸議員、西野 豊議員、松下 元議員、田畑昭二議員、吉本勸曜議員、福山晴美議員、市來利恵議員、以上8人を指名いたします。

この際、ただいま選任いたしました委員の皆様方に通知いたします。本日、本会議終了後、決算審査特別委員会を招集いたしますので、委員会室において正副委員長の互選をお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第8 議案第51号 岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の制定について～

日程第36 議案第79号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

○井神議長 日程第8 議案第51号 岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の制定の件から日程第36 議案第79号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議の件までの議案29件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

日本共産党議員団、増田浩二議員。質疑時間40分以内で、通告した議案を一括して、議案ごとに質疑をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員 通告に基づきまして、52号から行きたいと思います。

この52号では、これまで要綱で運営してきたものを委員会の条例にするという、そういう形になっていますが、この必要性はどうしてなのかという点をまず1点お聞きしたいと思うんです。

2点目は、条例化せず、要綱で運営してきたというのはどうしてなのかと。この議案以外にも同様な形で、要領、要綱というんですが、そういうので運営しているような議案もあるんですが、この議案が一番最初に来てきたので、あわせて同じような考え方でいいのかという点も含めて聞かせたいというふうに思います。

○井神議長 答弁願います。

市長公室長。

○湯川市長公室長 これまでの要綱による運営について、不適切であるとは考えておりませんが、条例化によることがより適正と判断したことにより、条例化するものでございます。

○井神議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今回の部分においては、地方自治法との関係という形で、曖昧な形で運営しているやつを改善しなさいというような形で、市として、これまで要綱でしていたものを条例化という形で、きちんとした対応をとっていくという形なのかなというふうに、今、私、判断したんですが、現実的には、国の地方自治法との関係でいうと、制度化というんですか、そういう形で対応するという、そういうことでのいかどうかというのだけ、再度確認だけしたいと思うんです。

○井神議長 答弁願います。

市長公室長。

○湯川市長公室長 条例設置か要綱設置かということで問題になっておりますのは、これまでの判例見まして、報酬の部分であります。本市においては、岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の中で、支払い根拠については位置づけておりますので、特に問題はないと考えております。

行政法学的に見ますと、市民参加会議、これ常設的なもの、あるいは臨時的なものか、そういう組織の性格によりまして意見が分かれているということでもあります。常設的な市民参加会議については、条例化されることが望ましいということになってございますが、個別的に見た場合、要綱による設置でも適法とされる場合もあると、こういうことでございます。

今回、本条例案以外に多くの条例議案を上程させていただいておりますが、基本的な考え方としましては、それぞれの会議が常設的なもの、あるいは臨時的なものにかかわらず、より望ましいということに、特にさからう必要もございませんので、条例化するということをご理解をいただきたいと思います。

○井神議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○井神議長 続きまして、議案第53号の質疑をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員 53号については、行政改革に関連する議案です。この中で、委員会についての構成メンバー、これについては10人とするというふうにされています。委嘱

する委員の方なんかは、どのような方なんかを構成メンバーとして考えておられるのか。また、岩出市以外の専門職というんですか、そういう方なんかも考えておられるのかという点。

それと、もう1点は、行政改革そのもの自身を進めていくという形です。にしても、現時点で、岩出市においてはどのようなところで行政改革をしていかなければいけないのかということ視点を、今の現時点でどのような点で行政改革を進めていくという考え、項目というんですか、そういうのはどのようなものがあるのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

財務課長。

○岩見財務課長 増田議員の質疑にお答えいたします。

委員会の構成は10人とするとしているが、委嘱する委員はどのような構成を考えているのか、また、岩出市外の方も構成メンバーに考えているのかにつきまして、構成メンバーにつきましては、自治会代表1名、女性団体代表1名、福祉団体代表1名、商工関係代表1名、教育関係者代表1名、老人団体代表1名、住民公募による方が4名の合計10名を考えてございます。

なお、今のところ、市外の方は想定してございません。

2点目、現時点で行政改革が必要な事項はどのようなものがあると捉えているのかにつきまして、行政改革については、第3次行政改革大綱を平成28年3月に策定しており、行政運営の効率化による住民サービスの質の向上及び健全な財政運営の堅持を基本目標とし、自主性・自立性の高い財政運営の確保、行政の担うべき役割の重点化、行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織、定員管理及び給与の適正化、人材育成の推進、公正の確保と透明性の向上、電子自治体の7項目に重点を置き、改革に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○井神議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○井神議長 続きまして、議案第55号の質疑をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員 55号については、指定管理者の選定に関する条例です。この点では、この条例そのものができるまでの、これまで市として公の施設、これについても、これまで指定管理者という部分についても行われてきています。この点では、これま

での指定管理者の選定という部分については、どのように行われてきたのか。そしてまた、市としての考え方として、これまでどのような形でされてきたのかという点、これをお聞きしたいと思います。

それと、第3条において、総務部長または総務課長というふうに記載されているんですが、この部分でいうと、総務部長という1人に限定しないで、総務課長も含めるといふ、この理由というのはどういうところから出てきているのかという点、それと、新たに条例をつくられて、実際には指定管理者を選定する場合の選定委員会の議事ですね、この議事の公開というこの部分については、市としてはどう考えているのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

財務課長。

○岩見財務課長 増田議員の質疑にお答えいたします。

これまで公の施設に係る指定管理者の選定はどのように行われてきたかに対しまして、指定管理者の選定については、岩出市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条に列記された基準により、総合的に審査するため、同条例施行規則第3条に基づき、指定管理者選定委員会を設置し、総合的に審査し、選定を行っております。

2点目、第3条で総務部長または総務課長とあるが、総務部長に限定せず、総務課長も含める理由はに対しまして、現在、指定管理者制度を活用している施設は4カ所あり、今後さらに増加することが予想されることから、総務課長においても対応できるようにするものでございます。

3点目、指定管理者を選定する場合、選定委員会の議事録の公開はどう考えているのかに対しまして、選定委員会での会議の中で、応募者からの提案には、著作権、特許権、その他団体が保有する特別なノウハウ等、公開できない内容も含まれてございます。岩出市情報公開条例に基づき行ってまいります。

以上です。

○井神議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 委員会そのもの自身は、5人以内で組織をするという規定が第3条にありますよね。その点で、第3条の2の外部の識見を有する者、副市長、総務部長または総務課長と、公の施設を所管する等の長または課等の長と、こういう記載になっているんですが、こういう点では5人という部分の中で、外部の総務部長または

総務課長なんかも入れたりとか、部等の長または課等の長という方なんかも入れていくとすると、この5人という部分の点で、外部の識見を有する者と、こういう方は基本的には何名を想定されているのかという点、ちょっとお聞きしたいと思うんです。

○井神議長 答弁願います。

財務課長。

○岩見財務課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

第3条の第2項におきまして、ただし、第1号に掲げる委員の数は、2名以内とするとさせていただいておりますので、外部の識見を有する方につきましては、2名以内となります。具体的に、以前、根来の里の指定管理者の選定委員会を開催いたしましたメンバーを参考に申し上げますと、副市長、総務部長、事業部長、岩出市生活改善グループ会長、岩出市商工会副会長、この5名で選定団体を策定してございます。

以上です。

○井神議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○井神議長 続きまして、議案第58号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 58号について質疑をしたいと思います。

この議案については、スポーツ推進計画の策定委員会というものをつくっていったという、そういう条例です。このスポーツ推進計画、これは市としては、いつをめどに計画を策定するつもりなのか、予定しているのかという点をお聞きします。

それと、委員会の構成については7名という形なんですけど、これは市として7名にされた理由という点、これをお聞きしたいと思うんです。

また、スポーツに関する学識経験を有する者というふうにあるんですけど、学識経験という形で委嘱、任命される方というのは、市としてはどのような方を想定されているのかという点をお聞きしたいと思います。

そしてまた、今、関係団体の代表については、今、スポーツといってもいろんな種目なんかもたくさんあると思うんですね。そういう部分の中で、市として委嘱、任命される方というのをどのような形で、いろんなスポーツがある中で、どのような形の方を代表を考えているのかという点をお聞きしたいと思うんです。

そして、この委員会そのもの自身については、計画をつくれれば解散するような委

員会なのか、それとも毎年ずっと引き継いでいくというような永続性のある、そういう委員会なのかという点、この点だけお聞きしたいと思うんです。

○井神議長 答弁願います。

生涯学習課長。

○上野生涯学習課長 増田議員のご質疑にお答えいたします。

スポーツ推進計画は、いつをめどに計画を策定するのかについては、現在の推進計画は平成26年度に制定しています。

委員会構成は7人とされているが、その理由については、第3条で、組織対象となる者を定めており、7名以内が適当と考えてございます。

スポーツに関する学識経験を有する者とあるが、学識経験者に委嘱、任命する方はどのような方を市として認識しているのかについては、大学教授やスポーツに関し専門的知識を有する方と考えてございます。

市内関係団体の代表については、スポーツ競技の種目も数ある中で、どのような競技の代表を委嘱、任命される考えなのかについては、スポーツ競技の種目ではなく、スポーツ関係団体の代表者等と考えてございます。この委員会は、計画を策定すれば解散する委員会なのか、永続性のある委員会なのかについては、条例化することにより永続性を持たせています。

○井神議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 済みません。ちょっと最後の部分で、永続性との関係、ちょっと早口だったんで、ちょっと私聞き逃してしまったんですが、最後の今後も続いていく委員会なのかという点だけ、ちょっとお聞きしたいと思うんです。

○井神議長 生涯学習課長。

○上野生涯学習課長 済みません。早口で聞き取れなかったということで、申しわけございませんでした。

永続性のある委員会なのかについては、条例化することにより永続性を持たせてございます。

○井神議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○井神議長 続きまして、議案第73号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 平成28年度の一般会計の補正予算、この点については3点だけお聞きし

たいと思うんです。

6 ページのところで、歳出の 6 ページ、8,080 万円、これは公有財産の購入費という形で、用地の購入費という形で計上されてきています。これは市として用地購入される、そういう場所についてはどこなのかという点をお聞きしたいと思います。

それと、今年度、平成 28 年度の予算で、当初の予算で教育委員会棟を建設するんだということも言われてきています。こういう点では、計画面、当初の設置場所、教育棟の広さ、こういう部分なんかにおいては、当初の部分から変化という点ですか、状況なんかが変わるといふふうにならないのかどうか、その点についてどうなのかという点をお聞きしたいと思います。

それと、6 ページの一番下のところに、国民健康保険特別会計繰出金という、この部分が出ているんですが、これについては繰り出さなければならない理由、これについてはどういう理由なのかという点、それと、いつも国保なんかにおいては繰り出しと、一般会計からお金を借りているんだという認識を市は持っているんですが、この繰り出さなければならない理由との関係でいうと、そういう認識なのかどうかという点、この点だけお聞きしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

財務課長。

○岩見財務課長 増田議員の質疑にお答えいたします。

まず、用地の購入場所でございますが、市役所庁舎の南側の土地で、地番でいきますと、西野 215 番 10、216 番 1、216 番 7、217 番 1 の 4 筆でございます。

次に、当初予算での教育委員会棟建設との関係では、計画面でどのような変化が生じるのかに対しまして、建物の建築予定面積は、当初予算に計画しました鉄骨造 2 階建て、延べ床面積 500 平方メートルを基本としておりますが、建築位置及び課の配置等については、現在検討しているところでございます。

以上です。

○井神議長 保険年金課長。

○井辺保険年金課長 増田議員の 2 つ目の項目にお答えいたします。

899 万円を国民健康保険特別会計に繰り出さなければならない理由についてでございますが、過年度交付金等の精算に伴う返還金分の 899 万 4,000 円については、概算で交付を受けていた過年度交付金が、今年度、精算されることから、当初予算に見込むことができないため、補正予算を計上するものでありますが、返還に充てる歳入財源がないため、緊急避難的に一般会計から、ルール分以外の繰入金として、

国保財政運営の安定化を図るため繰り出すものでございます。

次に、この繰り入れ対応も国保会計における一般会計から借りているという認識のものなのかについてでございますが、特別会計は当該会計で運営するのが原則であります。一般会計からルール分以外として繰り入れているため、一般会計へ返還しなければならないと考えております。

以上です。

○井神議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 用地の購入の関係なんですが、これを新たに買われる用地、それについてはどのぐらいの広さで、大体駐車場として、もし仮に活用されるのであれば、何台分ぐらいが、この用地購入によって確保されるのかという点、広さとの関係でちょっと再度お聞きしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

財務課長。

○岩見財務課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

今回予定の土地は、合計で2,430平方メートルでございます。土地利用につきまして、現在検討を進めているところでございますので、まだ駐車場としての台数については、具体的な数値はまだ出てございません。

以上です。

○井神議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○井神議長 これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

以上で、議案第51号から議案第79号までの議案29件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第51号から議案第79号までの議案29件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

○井神議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を9月6日火曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を9月6日火曜日、午前9時30分から開くことに決しました。  
本日は、これにて散会いたします。  
どうもご苦労さまでした。

散会

(10時25分)